

# 八戸市農業委員会 2月総会議事録

日時：平成 31 年 2 月 8 日（金）午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

## 出席した委員

農業委員数：17 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、  
6 番 内沢 豊、8 番 村上 正憲、9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝、  
11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、13 番 松橋 剛志、14 番 寺沢 和則、  
15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、  
19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：17 名

1 番 木村 弁一、2 番 坂下 彌一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、  
9 番 三浦 勝浩、10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、  
13 番 橘 由正、14 番 荒川 喜一郎、16 番 高橋 政典、17 番 金谷 由松、  
18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、21 番 森 庄次郎、  
22 番 森 光男

## 欠席した委員

農業委員：7 番 谷地 秀典

農地利用最適化推進委員：6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、  
15 番 高橋 勝男

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司  
主幹 大里 知矢、主査 菅原 理恵、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。  
本日は、清川推進委員、赤坂力雄推進委員、田中推進委員、高橋勝男推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

会議に先立ちまして、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面をご覧ください。

唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。ご着席願います。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長

皆様、本日は足元の悪い中ご臨席をいただきましてありがとうございます。春を呼ぶ八戸えんぶりももうすぐですが、今日のようにまだまだ寒い日が続きます。インフルエンザも警報レベルで猛威を振るっておりますので、皆様くれぐれも体調管理に気をつけて過ごしていただければと思っております。また、昨日、一昨日と県内の農業委員会の会長研修会がありまして、出席してまいりました。その中で収入保険についての説明があり、県内の加入率は全国でトップだそうです。ただ、金額では全国で5番目だということでした。私たち委員の中でも下館委員が共済組合の役員でもありますので、もう少し細かいことも分かりましたら今日の協議案件のその他のところで少しお話をいただければと思っております。それでは本日の議事につきましても、慎重なご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

それではただいまから、議事に入ります。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、4番 馬場豊委員、6番 内沢豊委員、両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第7号、競(公)売買受適格者の証明願についてを議題といたします。

会長

山田委員  
競売適格 1 番

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

山田から報告いたします。去る 1 月 29 日、中村農業委員と市庁別館 7 階会議室 A におきまして、資料 1 ページ番号 1 番を調査してまいりましたので報告いたします。

まず、競(公)売買受適格証明書について説明いたします。裁判所の競売や税務署の公売になった農地の入札を行う場合、農地を取得できない者が最高買受人になるのを未然に防ぐため、入札参加者が農地法の許可を受ける見込みがある者であることを証明する書類が求められています。これを買受適格証明書といいます。競売公売農地を耕作目的で取得する場合は、農地法第 3 条の買受適格証明書が必要となり、転用目的で取得する場合は、農地法第 5 条の買受適格証明書が必要となります。今回の案件は耕作目的での取得でしたので、農地法第 3 条の買受適格証明書となり、入札参加前に農地法第 3 条許可申請と同等の農地調査を行い、願出人が当該農地を取得できる者であるかを調査してまいりました。

それでは 1 番の説明をいたします。適格証明願出人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、代理人が出席しました。願出の申請理由は、規模拡大ということです。申請地の貸付けはありません。作付計画は、ジャム加工用のブドウを栽培したいとのことでした。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。過去 3 年間における農地の取得・売却事例ですが、平成 29 年 1 月と 4 月に三沢市の田を合わせて 3,258 m<sup>2</sup> 規模拡大ということで取得しているそうです。通作距離は 30km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地あり。農業経験は 60 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 4 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 2 人、女 3 人でございます。農機具保有状況は、トラクター 8 台、トラック 4 台、田植機 1 台、管理機、トレンチャー、フォークリフト等を 19 台所有しているとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、証明書を交付して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は適格相当と認めることに決しました。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法施行令第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、総会での審議を経ることなく許可するものと致します。

日程第3  
会長

次に、日程第3、議案第8号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

中村委員  
3条7番

中村から報告いたします。去る1月29日、長根農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料3ページ番号7番を調査してまいりましたので報告いたします。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。受人と渡人の関係は他人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、イチゴです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は2km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験は12年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男5人、女3人で、うち農業専従者は男2人、女2人、兼業者は男1人でございます。農機具保有状況は、トラクター2台、田植機、トラック、噴霧機を各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

荒川委員  
3条8番

荒川から報告いたします。去る1月29日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、番号8番を調査してまいりましたので報告いたします。この案件は肉牛を飼育している個人所有の牧場を自身が経営する法人に貸借するというものです。渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。なお、現地は肥培管理された牧草畑となっていますので、現況は畑と記載されております。調査には、受人は代理人、渡人は本人が出席しました。受人と渡人の関係は同一人となります。態様別は20年間の使用貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、牧草です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、渡人は平成30年2月に市川町の田8,737㎡と畑2,794㎡を取得しています。申請地は受人所在地の隣地です。耕作道はありませんが、市道に通じる隣地の通行承諾書が提出されています。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。法人としての農業経験は2年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。受人の労働力は、男4名、女1名です。農機具保有状

況は、トラクター5台、トラック4台、ホイールローダー1台、ロールベアラー1台、ラッピングマシン1台を渡人から借用して使用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました

日程第4  
会長

次に、日程第4、議案第9号、平成30年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第9号「平成30年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料5ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借3件、使用貸借7件の計10件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手7名、貸し手10名で、利用権設定面積は76,434㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、ネギを作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、ニンニク・ネギ・長芋を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間137,900円でございます。

利用集積5番

番号5番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

次ページをお開き願います。

番号6番から番号10番までは、あおもり農林業支援センターが農地中間

管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。

利用集積 6 番、9 番、  
10 番  
利用集積 7 番、8 番

番号 6 番及び番号 9 番、番号 10 番について、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。

番号 7 番、番号 8 番について、利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 7 番は総額年間 187,500 円、番号 8 番は総額年間 19,000 円でございます。ただし、田の現況はすぐに耕作できるものではなく整地する必要があることから、1 年目の賃借料の支払いはなしとなっております。

公告年月日は、平成 31 年 2 月 14 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5  
会長

次に、日程第 5、議案第 10 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第 10 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。資料 9 ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借 2 件、使用貸借 3 件の計 5 件となっております。借り手の人数につきましては 2 名で、利用権設定面積は 39,330 m<sup>2</sup>でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号 6 番から番号 10 番に関連する事案となります。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番、4番	番号1番、次ページの番号4番について、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。
配分計画2番、3番	番号2番、番号3番について、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間貸借するもので、賃借料につきましては、番号2番は総額年間187,500円、番号3番は総額年間19,000円でございます。1年目の賃借料支払い停止については、先ほど説明したとおりです。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。
配分計画5番	番号5番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。 <p>ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。  (なしの声あり)
会長	ご質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。  (なしの声あり)
会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。
日程第6 会長	次に、日程第6、議案第11号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。 それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。
長根委員 5条3番	長根から報告します。去る1月29日、中村委員と別館7階会議室Aにおいて、議案第11号の3番を調査して参りましたので報告します。資料11ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は15年間の使用貸借です。転用目的は、農家住宅・物置小屋・農業用倉庫 計3棟建築です。申請人はこの住宅に4世代 家族8人で住むということでした。実施計画は、平成31年4月1日から平成31年12月31日。資金調達計画は自己資金と妻からの資金提供ということです。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。被

害防除措置として、浄化槽と浸透枡を設置し、アスファルト敷きをします。また、申請地周囲に土留及び柵を設置します。立地条件は、市川市民サービスセンターから西側約 170 m に位置し、宅地・畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 3 種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 7  
会長

次に、日程第 7、議案第 12 号、農地利用最適化推進委員の欠員に伴う募集案についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

久保 G L

事務局久保より、議案件 12 号「農地利用最適化推進委員の欠員に伴う募集案について」をご説明いたします。右上に本日の日付と 2 月総会資料と書かれ枠で囲われた資料をご覧願います。先月開催された 1 月総会において、協議していただいたものと同じ内容のものでございます。上長・豊崎区域を担当する農地利用最適化推進委員に欠員が生じたことから、当該欠員を補充するため募集をするものです。根拠となりますのは、「八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」で、一部抜粋したものを四角の囲みに記載しております。次に、募集に関するスケジュールですが、1、「募集決定」といたしまして、本日は、委員の皆様から募集案について、ご審議いただきたいと考えております。次に 2、「周知」ですが、のうぎょうだより 3 月号及びホームページでの周知を考えております。次に、3、「募集期間」ですが、平成 31 年 3 月 20 日水曜日から 4 月 18 日木曜日までの 30 日間を考えております。次に、4「選考」ですが、5 月 14 日火曜日に開催予定の農業委員会 5 月総会で選考、議決をしていただきたいと思いますと考えております。次に、5「委嘱」ですが、6 月 14 日金曜日に開催予定の農業委員会 6 月総会で委嘱したいと考えております。



次ページをお開き願います。これは「のうぎょうだより」3月号に掲載予定の募集案内でございます。募集要項を簡略化した形で、上長・豊崎地区の推進委員を1人募集しますという内容となっております。次ページ以降に募集要項と推薦・応募書の記載例を添付しておりますが、こちら先月協議していただいたものと同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案の説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第8  
会長

次に、日程第8、報告第5号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の1月分でございます。総会資料の13ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料13ページ番号1番から資料17ページ番号13番までの計13件となっております。権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第9  
会長

次に、日程第9、報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条届出の撤回願の1月分でございます。資料の19ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号1番、撤回理由は申請地変更のためでございます。

書類は適正であり、受理した旨を申請者に対し通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第10  
会長

次に、日程第10、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条届出の撤回願の1月分でございます。資料の21ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号1番、撤回理由は売買契約不成立のためでございます。

書類は適正であり、受理した旨を申請者に対し通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第11、12  
会長

次に、日程第11、報告第8号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第12、報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、

5条届出の1月分でございます。まず4条からご報告申し上げます。資料の23ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条1番

番号1番、転用目的は太陽光発電設備設置でございます。

4条2番

番号2番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

なお、番号1番は、先ほどの報告第6号で撤回された4条届出について、申請地の変更をして、改めて4条の届出で提出されたものであります。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。25ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条1番

番号1番、転用目的は携帯電話基地局建設の為の仮設事務所・仮設トイレ及び工事用地でございます。

5条2番、3番

番号2番、3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条4番

番号4番、転用目的は貸家3棟建築でございます。

5条5番

番号5番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条6番

番号6番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条7番～9番

番号7番、8番、9番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条10番

番号10番、転用目的は貸店舗1棟建築でございます。

5条11番

番号11番、転用目的は資材置場でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第13

次に、日程第13、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

会長

事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の29ページをお開き願います。届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号1番、2番につきましては、農地法第3条賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。通知年月日は、平成31年2月14日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時05分)